

乙第 19 号証

H11/1/24

平成 元年
一月二四日
判決言渡
同日
判決原本領収
裁判所書記官
森山高明

昭和六三年(行)第二四号 (原告・東京地方裁判所昭和五九年(行)第四号)			
判 決			
[REDACTED]			
控 訴 人	松原正明 こと		
右訴訟代理人弁護士	何 筆 原 桂 瑞 煥	同 信 楠	
東京都千代田区霞が関一丁目一番一号			
被 控 訴 人	法務大臣 高辻正己		
右指定代理人	武 井 豊	同 醍 保 江	
東京高等裁判所			
同 座 本 喜 一			
同 橋 田 博			
右当事者間の帰化申請不許可処分取消請求控訴事件について、 当裁判所は次のとおり判決する。			
主 文			
本件控訴を棄却する。			
控訴費用は控訴人の負担とする。			
事 実			
(申立)			
控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人が昭和五八年九月二二日付けでした控訴人の帰化申請に対する不許可処分を			

(判決原本用紙)

取り消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文第一項と同旨の判決を求めた。

(主張)

当事者双方の主張は、次のとおり付加するほか原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する(ただし、原判決二枚目裏六行目の「第五四号」を「四五号」と、同三枚目表三行目の「我が国」を「日本」と、同四枚目裏五行目の「国籍法」を「国籍」と、九行目の「我」を「我が」と、同五枚目表五行目の「得る」を「うる」と、同六枚目表六行目の「応ずる」を「応答する」と、同八枚目表三行目の「事実中、」を「事實は知ら

東京高等裁判所

ない。ただし、控訴人に対して」と、五行目の「認め、その余は知らない」を「認める」と、同九枚目表九行目の「四条から七条」を「四ないし七条」と、同裏三行目、六行目から七行目にかけて及び末行の各「我が国」を「日本」とそれぞれ改め、同三枚目裏一〇行目の「被告に対し」を、同八枚目裏末行の「第一」をそれぞれ削り、同八枚目裏末行の「認める者」の次に「に定めるもの」を加える。」。

一 当審における控訴人の新たな主張

本件帰化許可の申請に対し、東京法務局長設楽英夫は昭和五八年一〇月一八日付けで不許可の通知をしたが、右通知書には不許可の理由として、単に「生活状況に疑問がもたれ、

その生活状況を観察する必要があると認められたため」と記載されているのみである。

しかし不許可の通知は、理由を付し、かつ、いかなる要件を欠いたかにつきその根拠規定及び(当該適用)規定の基礎となる事実関係を明らかにして、記載自体から不許可の理由を了知できるようにしなければならないというべきであるところ、右通知書はかかる要件を欠いている。したがって、本件不許可決定には手続上の違法があり、取消しを免れない。

二 被控訴人の反論

法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならないと定められているが(国籍法一二条一項)、

東京高等裁判所

不許可については、何らの規定もなく、申請者に対して告知しなければならないとはされていないから、法務大臣に告知義務はない。したがって、告知義務があることを前提とする控訴人の主張は理由がない。

(証拠関係)

原審及び当審記録中の証拠目録記載のとおりである。

理 由

- 一 控訴人の本件帰化許可の申請に対する被控訴人の不許可処分は、行政事件訴訟法三条二項の「処分」にあらず、取消訴訟の対象とならないとする被控訴人の本審前の主張に対する当裁判所の判断は、原判決理由説示中、原判決一一枚目表

二行目から同一三枚目裏八行目までのとおりであるから、これを引用する（ただし、同一一枚目表七行目から八行目にかけての括弧部分を、同一二枚目裏一行目の「法律上、一、二行目から三行目にかけての」とされているものは明らかにである」をそれぞれ削る。）。

二 そこで、本案について判断する。

当裁判所の本案についての判断も、次のとおり付加訂正する際、原判決理由説示中同一三枚目裏末行から同一六枚目表三行目までと同一であるから、これを引用する（ただし、原判決一四枚目裏二行目の「来日し」の次に「（この点は当事者間に争いがない。）」を加え、「昭和五七年九月一八日」

東京高等裁判所

を「昭和五四年四月一日」と改め、同一五枚目裏末行の「台湾滞在を理由に」を削り、同行から同一六枚目表一行目にかけての「出頭しなかつたものである」を「出頭しなかつたことは記録上明らかである」と改める。）。

三 当審における控訴人の新たな主張

控訴人は、本件不許可決定には適法な理由の記載を欠くから違法であると主張するので検討する。

控訴人の本件帰化許可の申請に対し、被控訴人が本件不許可決定をし、昭和五八年一〇月一九日控訴人に通知したことは当事者間に争いがなく、原本の存在及びその成立については争いのない甲第五号証によると、右通知書には不許可の理由

(判決原本用紙)

として、「生活状況に疑問がもたれ、その生活状況を観察する必要があるため」との記載があることが認められる。

ところで、法務大臣は、帰化を許可したときは、官報にその旨を告示しなければならないと定められているが（国籍法一二条一項）、不許可については特段の定めはない。しかし、前示のとおり、日本国籍の取得を欲する外国人は、帰化許可の申請権を有しているというべきであるから、法務大臣は、申請者に対し、申請の結果を通知しなければならないと解するのが相当であるが、不許可の理由については、それを告知すべきであるとの規定がないこと及び帰化の許可に關して法務大臣は広範な裁量権を有していることに鑑みると、不許可

東京高等裁判所

の通知に際してその理由を具体的に付記することを要するものと解することはできない。仮に理由の記載が必要であるとしても、不許可理由は国籍法四条各号に掲げる条件に該当しないことのみに限られないから、右不許可決定通知の理由の記載をもつて足りるものというべきである。してみれば、控訴人の右主張は採用することができない。

四 以上のとおり、控訴人の本訴請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第八民事部

(判決原本用紙)

成短留 111

右は正本である。



平成 年 月 日

東京高等裁判所第八民事部

裁判所書記官

森

山

高

明

